

精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の
対象にすることを求める意見書

憲法第14条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も控えること」と明記している。

障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定された。障害者差別解消法は「差別の解消」を宣言している。

このような状況の中、身体・知的障害者に適用されている千葉県重度心身障害者医療費助成制度から、精神障害者は除外されている。よって、千葉県におかれては、精神障害者も身体・知的障害者と同等に重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

東金市議会議長 清 宮 利 男

千葉県知事 鈴木 栄 治 様